

## 第1章 調査の概要

### 1 目的

この調査は、主要産業の民営事業所の事業主に対し、雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用者数、賃金、労働時間、職業、雇用管理上の措置等を産業、事業所規模、障害の種類、程度、障害者の年齢別に調査するとともに、雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者本人に対し、属性、職場環境・職場生活、相談相手、仕事・職場生活以外の活動、将来の不安等を調査し、その実態を明らかにし、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資することを目的として調査を行った。

### 2 調査の対象

#### (1) 事業所調査

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」〕に属する常用労働者5人以上を雇用する民営事業所のうち無作為に抽出した約7,500事業所を対象とした。

#### (2) 個人調査

上記(1)の事業所調査の対象事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象とした。

### 3 調査方法

調査票は、事業所に対する「事業所票」と雇用されている障害者本人に対する「個人票」に分けられ、個人票はさらに、身体障害者用の「個人票A」、知的障害者用の「個人票B」及び精神障害者用の「個人票C」からなる。

これらの調査票は実地自計の方法で記入し、各公共職業安定所を通じて回収した。

### 4 調査実施時点

平成20年11月1日現在。ただし、事業所票のうち、賃金及び労働時間については平成20年10月中。

### 5 回収及び推計

#### (1) 回収率

事業所票の回答事業所数は5,511事業所で、回収率は73.2%であった。

個人票の回答者数は、個人票A（身体障害者用）が12,393人（回収率61.4%）、個人票B（知的障害者用）が1,678人（回収率68.8%）、個人票C（精神障害者

用) が 311 人 (回収率 41.2%) であった。

(注) 個人票の回収率は、事業所票の回答事業所で雇用されている障害者数を分母として計算した。集計には、事業所票の回答がなかった事業所に雇用されている障害者からの回答も含まれる。

## (2) 推計方法

事業所票の障害者数については、産業別、規模別に回収事業所数／母集団事業所数の逆数を復元倍率として推計して表示している。

個人調査については実数である。

## 6 主な用語の定義

### (1) 身体障害者

身体障害者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。)に規定される身体障害者をいう。原則として身体障害者手帳の交付を受けている者をいうが、身体障害者手帳の交付を受けていなくても、指定医又は産業医(内部障害者の場合は指定医に限る。)の診断により確認されている者も含む。

この調査の障害の種類、程度の集計区分は次のとおりとした。

#### イ 障害の種類

|        |                                          |
|--------|------------------------------------------|
| 視覚障害   | 視覚障害                                     |
| 聴覚言語障害 | 聴覚、平行機能、音声又は言語機能                         |
| 肢体不自由  | 上肢切断、上肢機能、下肢切断、下肢機能、体幹機能、脳病変上肢機能、脳病変移動機能 |
| 内部障害   | 心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱直腸機能、小腸機能              |
| 重複障害   | 身体障害の重複、身体障害と精神障害の重複                     |

#### ロ 障害の程度

|    |                     |
|----|---------------------|
| 重度 | 身体障害者程度等級表の 1 級、2 級 |
| 中度 | 身体障害者程度等級表の 3 級、4 級 |
| 軽度 | 身体障害者程度等級表の 5 級、6 級 |

### (2) 知的障害者

知的障害者とは、法に規定される知的障害者をいう。具体的には児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによって知的障害があると判定された者をいう。

また、重度知的障害者とは次のイからハまでのいずれかの者をいう。

イ 療育手帳(愛の手帳等他の名称の場合も)で程度が「A」とされている者

ロ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から療育手帳の「A」に相当する判定書をもっている者

ハ 障害者職業センターで重度知的障害者と判定された者

### (3) 精神障害者

精神障害者とは、法に規定される精神障害者をいう。具体的には次のイ又はロの者であって、症状が安定し、就労可能な状態の者をいう。

イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ロ イ以外の者であって、産業医、主治医等から統合失調症、そううつ病又はてんかんの診断を受けている者

(4) 障害者となった時点

身体障害者については、身体障害者となった時点である。

精神障害者については、採用時点で事業所が精神障害を承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に精神障害者となった場合や、採用時点では事業所が精神障害者であることを承知していなかったが採用後に精神障害者であることを確認した場合は「採用後」としている。

(5) 月間総実労働時間

平成 20 年 10 月の所定内実労働時間と超過実労働時間の合計である。

「所定内労働時間」とは、事業所の規則等で定められた所定労働時間（所定労働日における始業時刻から終業時刻まで）において実際に就業した時間である。

「超過実労働時間」とは、残業、早出、休日出勤等の実労働時間である。

(6) 正社員

契約期間の定めのない（定年により定められているものを除く。）社員であり、他企業への出向者は除いている。

(7) 正社員以外

（6）の正社員以外の雇用形態であり、出向社員、派遣労働者、パートタイマー、臨時・日雇、契約・登録社員、嘱託等をいう。

(8) 賃金

労働契約・労働協約・就業規則等により予め定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過勤務手当も含む。

(9) 勤続年数

事業所に採用されてから平成 20 年 11 月 1 日までの勤続年数をいう。

ただし、採用後に身体障害者となった者については、身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については、事業所において精神障害者であることを確認した年月を、それぞれ起点としている。

7 利用上の注意

(1) 産業分類の表章

集計に当たっては、「学研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く）」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」の 3 分類を合算し、「サービス業」として表章している。

(2) 表章単位

事業所調査による障害者の雇用状況については、復元を行った推計値であり、原則として千人単位で表章しているが、構成比（％）については、1 人単位で算出し、小数第 2 位を四捨五入した数値を表示している。

なお、構成比以外の数値についても、表章単位未満は四捨五入している。

(3) 図に用いた符号は、次のとおりである。

「0.0」・・・単位未満